

厚生労働省和歌山労働局発表
令和6年12月20日

厚生労働省 和歌山労働局
職業安定部 職業対策課
課 長 林 千人
地方障害者雇用担当官 市田美律雄
(電話) 073-488-1161

令和6年 障害者雇用状況の集計結果について

～県内の民間企業における実雇用率は過去最高の2.78%～

和歌山労働局（局長 ^{まつうら なおゆき} 松浦 直行）では、このたび、民間企業や公的機関などにおける、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> （法定雇用率2.5%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は2,699.5人、対前年差141.5人増加、対前年比5.5%増加
- ・実雇用率は2.78%、対前年比0.07ポイント上昇（全国第7位・近畿第2位）
- ・法定雇用率達成企業の割合は59.0%、対前年比5.3ポイント低下
（全国第8位・近畿第2位）

<公的機関> （法定雇用率2.8%及び2.7%） ※（ ）は前年の値

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回る。

- ・2.8%の法定雇用率が適用される和歌山県の機関
雇用障害者数は141.0人（131.5人）、実雇用率3.06%（2.87%）
- ・2.8%の法定雇用率が適用される市町村等の機関
雇用障害者数は396.5人（381.0人）、実雇用率2.81%（2.74%）
- ・2.7%の法定雇用率が適用される県及び一定の市町村の教育委員会
雇用障害者数は219.0人（208.0人）、実雇用率2.84%（2.64%）
- ・2.8%の法定雇用率が適用される国立大学法人等の機関
雇用障害者数は52.5人（48.0人）、実雇用率 3.30%（3.04%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

※ 障害者雇用促進法の改正により令和6年4月から民間企業の法定雇用率が2.3%から2.5%に、公的機関は2.6%から2.8%（県及び一定の市町村の教育委員会は2.5%から2.7%）に引き上げられた（よって、民間企業は、43.5人以上規模から40.0人以上規模が対象となった）。

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は、2,699.5人で、前年より141.5人増加（対前年比5.5%増）し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は、1,475.5人（対前年比5.7%増）、知的障害者は、712.0人（同1.2%増）、精神障害者は、512.0人（同11.8%増）と、全ての障害種別において前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.78%（前年は2.71%）で過去最高となったが、法定雇用率達成企業の割合は、59.0%（同64.3%）と前年より5.3%下回った。

〔総括表1、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模の企業で813.5人（前年は749.0人）、100～300人未満で1,010.0人（同973.5人）、300～500人未満で179.5人（同159.5人）、500～1,000人未満で193.0人（同174.5人）、1,000人以上で503.5人（同501.5人）と、全ての規模の区分で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、40.0～100人未満規模の企業で2.98%（前年は2.97%）、100～300人未満で2.81%（同2.72%）、300～500人未満で2.12%（同2.00%）、500～1,000人未満で2.79%（同2.70%）、1,000人以上で2.70%（同2.64%）と、全ての規模の区分で法定雇用率を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満規模の企業で55.8%（前年は62.1%）、100～300人未満で67.9%（同68.7%）、300～500人未満で43.5%（同42.9%）、500～1,000人未満で40.0%（同88.9%）、1,000人以上で57.1%（同85.7%）となり、300～500人未満を除く規模の区分で前年より減少した。

〔詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業・郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業・保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」の業種で前年よりも増加した。

- ・ 産業別の実雇用率では、「宿泊業、飲食サービス業」(2.84%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(4.87%)、「医療、福祉」(3.82%)、「サービス業」(3.98%)が法定雇用率(2.5%)を上回っている。

〔詳細表 1 (3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和6年の法定雇用率未達成企業は、287社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、221社で77.0%と大半を占めている。
- ・ 障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は、169社。未達成企業に占める割合は、58.9%と過半数を占めている。

〔詳細表 1 (5)〕

2 地方公共団体における在職状況

(1) 和歌山県の機関(法定雇用率2.8%)

和歌山県の機関に在職している障害者の数は141.0人で、前年より7.2%、9.5人増加しており、実雇用率は3.06%と前年に比べ0.19ポイント上昇した。

〔総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)・4 (1)〕

(2) 市町村等の機関(法定雇用率 2.8%)

市町村等の機関に在職している障害者の数は、396.5人で、前年より4.1%、15.5人増加しており、実雇用率は2.81%と前年に比べ0.07ポイント上昇した。

51機関中、41機関が達成。

〔総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)・4 (3)〕

(3) 和歌山県等の教育委員会(法定雇用率 2.7%)

和歌山県教育委員会及び市町村の一定の教育委員会に在職している障害者の数は、219.0人で、前年より5.3%、11.0人増加しており、実雇用率は2.84%と前年に比べ0.20ポイント上昇した。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)・4 (2)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

○ 国立大学法人等の機関(法定雇用率 2.8%)

国立大学法人等の機関に在職している障害者の数は、52.5人で、前年より9.4%、4.5人増加し、実雇用率は、3.30%と前年に比べ0.26ポイント上昇した。

〔総括表 3、詳細表 3・4 (4)〕

総括表

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	97,252.0 人	2,699.5 人	2.78 %	413 / 700	59.0 %
	(94,466.5 人)	[2,490 人] (2,558.0 人)	(2.71 %)	(411 / 639)	(64.3 %)

※[]内は実人員。()は前年の値。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 和歌山県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	4,602.0 人	141.0 人	3.06 %	2 / 2	100.0 %
	(4,585.0 人)	[117 人] (131.5 人)	(2.87 %)	(2 / 2)	(100.0 %)
和歌山県知事部局	4,193.0 人	128.0 人	3.05 %	1 / 1	100.0 %
	(4,171.5 人)	[108 人] (118.5 人)	(2.84 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
和歌山県警察本部	409.0 人	13.0 人	3.18 %	1 / 1	100.0 %
	(413.5 人)	[9 人] (13.0 人)	(3.14 %)	(1 / 1)	(100.0 %)

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村等の機関	14,094.0 人	396.5 人	2.81 %	41 / 51	80.4 %
	(13,916.0 人)	[324 人] (381.0 人)	(2.74 %)	(41 / 49)	(83.7 %)

※市町村等の機関のうち未達成であった機関のうちの5機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

(3) 和歌山県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	7,700.5 人	219.0 人	2.84 %	2 / 2	100.0 %
	(7,871.5 人)	[174 人] (208.0 人)	(2.64 %)	(3 / 3)	(100.0 %)
和歌山県教育委員会	7,164.0 人	202.0 人	2.82 %	1 / 1	100.0 %
	(7,175.0 人)	[160 人] (188.5 人)	(2.63 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
市町村教育委員会	536.5 人	17.0 人	3.17 %	1 / 1	100.0 %
	(696.5 人)	[14 人] (19.5 人)	(2.80 %)	(2 / 2)	(100.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況

(1) 国立大学法人等の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	1,593.0 人 (1,578.5 人)	52.5 人 [43 人] (48.0 人)	3.30 % (3.04 %)	1 / 2 (2 / 2)	50.0 % (100.0 %)
国立大学法人等	1,593.0 人 (1,578.5 人)	52.5 人 [43 人] (48.0 人)	3.30 % (3.04 %)	1 / 2 (2 / 2)	50.0 % (100.0 %)

* 国立大学法人等の機関のうち未達成であった機関については、令和6年12月1日までに達成済み。

- 注 1 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
 なお、短時間勤務職員(週の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(令和5年報告より)については1人を1カウントとしている。
 また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
 さらに、令和6年度から重度身体障害、重度知的障害及び精神障害者である特定短時間勤務職員(週の所定労働時間が10時間以上20時間未満)については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 5%
 - （40.0人以上規模の企業）
 - 特殊法人等 …………… 2. 8%
 - 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8%
- （36.0人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7%
- （37.5人以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

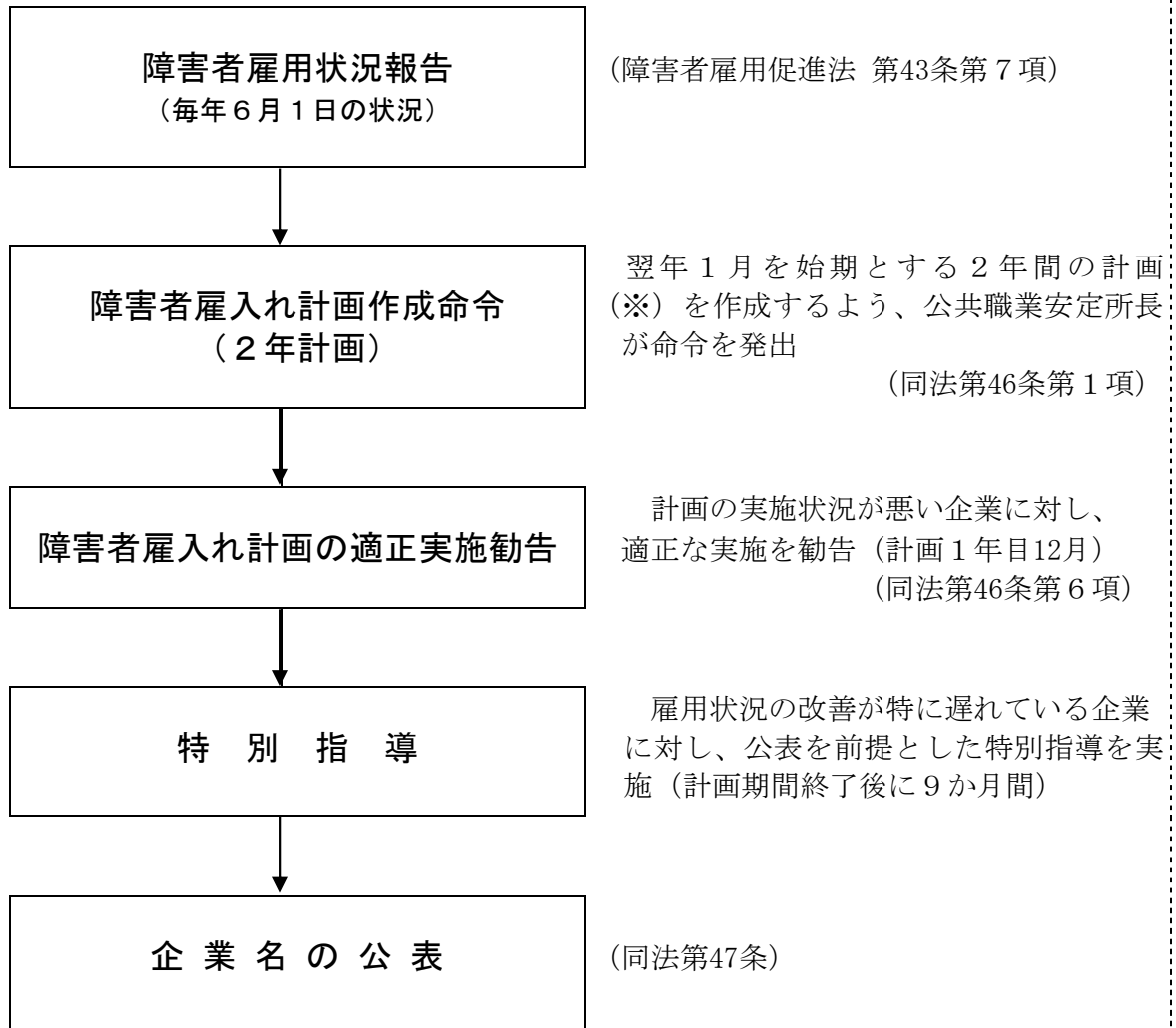
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、令和6年の報告より、その1人をもって0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

① 企業数 区分	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数(注1)		③ 障害者の数			④ 実雇用率 (F+②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合 (⑤÷④)				
	A. 重度身体障害者及び知的障害者(注2, 3)	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注2, 3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注2, 3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注2, 3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(注2, 3)	F. 計 A×2+B+C+D×0.5+E×0.5	G. うち新規雇用分	企業	%			
民間企業	700 (659)	97,252.0 (94,466.5)	438 (409)	101 (102)	1,494 (1,442)	382 (392)	75 (-)	2,699.5 (2,558.0)	241.0 (259.5)	2.78 (2.71)	413 (411)	59.0 (64.3)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数												
	a. 重度身体障害者(注2)	b. 重度以外の身体障害者(注2)	c. 重度身体障害者(注2)	d. 重度以外の身体障害者(注2)	e. 重度身体障害者(注2)	f. 重度以外の知的障害者(注2)	g. 精神障害者(注3)	h. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)											
民間企業	386 (358)	67 (64)	552 (552)	138 (129)	31 (-)	1,475.5 (1,396.5)	79.5 (100.0)	52 (51)	34 (38)	449 (432)	244 (263)	6 (-)	712.0 (703.5)	49.5 (70.5)	288 (263)	205 (195)	38 (-)	512.0 (458.0)	112.0 (89.0)

[1(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

なお、精神障害者である短時間労働者については令和5年より当分の間は1人分とカウントしている。

また、E欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については令和6年4月より1人を0.5カウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり(精神障害者は短時間労働者を含む)B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者であり、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④欄の計である。

2 ②③④欄の「障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしており、④d欄の「精神障害者」については令和5年より当分の間は1人分と1カウントとしており、④欄の計を算出するに当たり1カウントとしている。

また、e欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については令和6年4月より0.5カウントしている。

4 ②③④のa,c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb,d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者であり、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間労働者である。

5 ②③④⑤欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用労働者数の算定の基礎となる労働者数(注1)		③ 障害者の数					④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数 達成企業の割合	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注5)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者である特定短時間労働者(注4)	F. 計 $A. \times 2 + B. + C. + (D+E) \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用者(注6)			
規模計	企業 700 (639)	438 (409)	101 (102)	1,494 (1,442)	382 (392)	75 (—)	2,699.5 (2,588.0)	241.0 (259.5)	2.78 (2.71)	企業 413 (411)	59.0 (64.3)
40.0~ 100人未満	企業 439 (385)	27,327.0 (25,209.5)	40 (40)	454 (435)	108 (120)	11 (—)	813.5 (749.0)	68.0 (95.5)	2.98 (2.97)	企業 245 (239)	55.8 (62.1)
100~ 300人未満	221 (217)	35,889.5 (35,776.5)	25 (20)	560 (544)	129 (115)	21 (—)	1,010.0 (973.5)	97.0 (83.5)	2.81 (2.72)	150 (149)	67.9 (68.7)
300~ 500人未満	23 (21)	8,483.5 (7,986.5)	2 (5)	118 (106)	14 (13)	5 (—)	179.5 (159.5)	24.5 (13.5)	2.12 (2.00)	10 (9)	43.5 (42.9)
500~ 1000人未満	10 (9)	6,921.5 (6,468.0)	9 (10)	92 (84)	20 (17)	8 (—)	193.0 (174.5)	27.5 (36.5)	2.79 (2.70)	4 (8)	40.0 (88.9)
1,000人以上	7 (7)	18,630.5 (19,026.9)	25 (27)	270 (273)	111 (127)	30 (—)	503.5 (501.5)	24.0 (30.5)	2.70 (2.64)	4 (6)	57.1 (85.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数		計 $(a+b+c+d) \times 0.5$ (注3)	
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注5)	e. 重度知的障害者(注4)	f. 重度以外の知的障害者(注4)	g. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	h. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)		
規模計	386 (358)	138 (129)	552 (552)	1,475.5 (1,396.5)	52 (51)	449 (432)	244 (263)	205 (195)	38 (—)	512.0 (458.0)
40.0~ 100人未満	105 (84)	39 (40)	168 (160)	428.5 (372.0)	25 (23)	135 (121)	69 (80)	76 (86)	7 (—)	154.5 (154.0)
100~ 300人未満	156 (156)	46 (40)	218 (219)	570.5 (560.0)	19 (20)	148 (152)	83 (75)	70 (63)	11 (—)	198.5 (173.0)
300~ 500人未満	25 (21)	8 (6)	39 (43)	94.5 (93.0)	0 (0)	35 (32)	6 (7)	15 (6)	1 (—)	44.5 (31.0)
500~ 1000人未満	35 (33)	5 (5)	47 (41)	128.0 (114.5)	4 (3)	10 (11)	15 (12)	18 (14)	5 (—)	37.5 (32.0)
1,000人以上	65 (64)	40 (38)	80 (89)	256.0 (257.0)	4 (5)	121 (116)	71 (89)	26 (26)	14 (—)	76.0 (68.0)

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数		② 法定雇用者数の算定基礎となる労働者数(注1)		③ 障害者の数		④ 雇用率		⑤ 法定雇用率達成企業数		⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
	企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%	企業	%
産業計	700	97,252.0	438.0	1,484.0	382.0	75.0	2,699.5	2.78	413	59.0	413	64.3
農、林、漁業	1	43.0	0	0	0	0	0.0	0.00	0	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.00	0	0.0	0	0.0
建設業	21	1,543.5	7	19	0	0	33.0	2.14	12	57.1	12	100.0
製造業	199	24,880.5	104	312	48	3	561.5	2.26	117	58.8	117	64.7
電気・ガス・熱供給・水道業	2	242.5	0	5	0	0	5.0	2.06	1	50.0	1	62.1
情報通信業	9	1,694.0	6	22	0	0	35.0	2.07	5	55.6	5	50.0
運輸業、郵便業	58	5,780.0	30	75	8	1	140.5	2.43	33	56.9	33	55.6
卸売業、小売業	89	20,871.0	59	274	112	30	489.0	2.34	36	40.4	36	68.1
金融業、保険業	5	3,878.5	20	46	0	2	89.0	2.29	2	40.0	2	50.0
不動産業、物品賃貸業	9	1,418.5	3	15	4	0	26.0	1.83	2	22.2	2	40.0
学術研究、専門・技術サービス業	5	363.5	1	3	0	0	5.0	1.38	2	40.0	2	50.0
宿泊業、飲食サービス業	24	2,433.0	10	36	18	2	69.0	2.84	19	79.2	19	66.7
生活関連サービス業、娯楽業	17	2,106.5	14	70	6	1	102.5	4.87	11	64.7	11	73.9
教育、学習支援業	11	923.0	3	7	4	0	17.0	1.84	6	54.5	6	75.0
医療、福祉	197	23,136.5	135	483	165	26	883.5	3.82	137	69.5	137	50.0
複合サービス事業	13	3,959.5	17	47	6	2	85.0	2.15	3	23.1	3	72.1
サービス業	40	3,978.5	29	80	11	8	158.5	3.98	27	67.5	27	38.5
	38	3,894.5	13	67	11	1	107.5	2.76	29	76.3	29	66.3

注 1 ①、②の基と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)		② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短期間労働者(注4)	c. 重度以上身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短期間労働者(注4)	e. 重度以外の身体障害者である短期間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+d ×0.5+e×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注6)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短期間労働者(注4)	c. 重度以上知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短期間労働者(注4)	e. 重度以外の知的障害者である短期間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+d ×0.5+e×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注6)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短期間労働者(注4)	e. 重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である特定短期間労働者(注3)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注6)	
産業計	2,699.5 (2,538.0)	386 (358)	67 (64)	552 (552)	138 (129)	31 (—)	1,475.5 (1,396.5)	79.5 (100.0)	52 (51)	34 (39)	449 (431)	244 (263)	6 (—)	712.0 (703.5)	49.5 (70.5)	288 (263)	205 (195)	38 (—)	512.0 (458.0)	112.0 (89.0)
農、林、漁業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (—)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (—)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (—)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (—)	0.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (—)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (—)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
建設業	33.0 (27.0)	6 (6)	0 (0)	17 (14)	0 (0)	0 (—)	29.0 (26.0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (—)	3.0 (1.0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (—)	1.0 (0.0)	1.0 (0.0)
製造業	561.5 (549.5)	93 (92)	9 (7)	128 (138)	25 (22)	2 (—)	336.5 (340.0)	82 (82)	11 (10)	7 (6)	82 (82)	23 (19)	0 (—)	122.5 (117.5)	20 (15)	82 (77)	20 (15)	1 (—)	102.5 (92.0)	3.0 (2.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	5.0 (4.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (—)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (—)	2.0 (2.0)	2 (2)	1 (1)	2 (1)	0 (—)	3.0 (2.0)	3.0 (2.0)
情報通信業	35.0 (36.0)	6 (6)	1 (0)	12 (14)	0 (0)	0 (—)	25.0 (26.0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (—)	1.0 (1.0)	0 (0)	6 (6)	3 (3)	0 (—)	9.0 (9.0)	9.0 (9.0)
運輸業、郵便業	140.5 (126.5)	30 (26)	1 (1)	58 (56)	5 (1)	0 (—)	121.5 (109.5)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	3 (0)	0 (—)	5.5 (5.0)	7 (5)	6 (7)	5 (5)	1 (—)	13.5 (12.0)	13.5 (12.0)
卸売業、小売業	489.0 (457.5)	47 (44)	16 (19)	79 (75)	44 (41)	11 (—)	216.5 (202.5)	120 (116)	12 (12)	10 (11)	120 (116)	68 (82)	3 (—)	189.5 (192.0)	37 (31)	38 (32)	37 (31)	16 (—)	83.0 (63.0)	83.0 (63.0)
金融業、保険業	89.0 (88.0)	19 (18)	2 (3)	17 (19)	0 (0)	2 (—)	58.0 (58.0)	15 (15)	1 (1)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (—)	17.0 (17.0)	0 (0)	14 (13)	0 (0)	0 (—)	14.0 (13.0)	14.0 (13.0)
不動産業、物品賃貸業	26.0 (24.0)	3 (1)	3 (3)	8 (9)	1 (0)	0 (—)	17.5 (14.0)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	5 (4)	3 (2)	0 (—)	6.5 (5.0)	3 (2)	1 (2)	3 (3)	0 (—)	2.0 (5.0)	2.0 (5.0)
学術研究・専門・技術サービス業	5.0 (4.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (—)	2.0 (1.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (—)	2.0 (2.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (—)	1.0 (1.0)	1.0 (1.0)
宿泊業、飲食サービス業	69.0 (66.0)	10 (9)	3 (1)	11 (10)	7 (6)	1 (—)	38.0 (32.0)	12 (15)	0 (1)	0 (0)	12 (15)	11 (6)	0 (—)	17.5 (20.0)	4 (7)	9 (7)	4 (7)	1 (—)	13.5 (14.0)	13.5 (14.0)
生活関連サービス業、娯楽業	102.5 (103.0)	6 (6)	1 (1)	7 (5)	0 (1)	0 (—)	20.0 (18.5)	50 (50)	8 (9)	0 (0)	50 (50)	6 (3)	0 (—)	69.0 (69.5)	3 (2)	10 (13)	3 (2)	1 (—)	13.5 (15.0)	13.5 (15.0)
教育・学習支援業	17.0 (11.5)	3 (3)	1 (1)	5 (1)	2 (2)	0 (—)	13.0 (9.0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (—)	3.0 (1.5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (—)	1.0 (1.0)	1.0 (1.0)
医療・福祉	883.5 (869.5)	121 (120)	19 (19)	133 (138)	44 (45)	10 (—)	421.0 (419.5)	142 (128)	14 (14)	16 (19)	142 (128)	121 (144)	3 (—)	248.0 (247.0)	110 (118)	98 (88)	110 (118)	13 (—)	214.5 (203.0)	214.5 (203.0)
複合サービス事業	85.0 (83.0)	13 (14)	0 (0)	25 (24)	2 (2)	0 (—)	52.0 (53.0)	8 (9)	4 (3)	0 (1)	8 (9)	4 (4)	0 (—)	18.0 (18.0)	5 (4)	9 (8)	5 (4)	2 (—)	15.0 (12.0)	15.0 (12.0)
サービス業	158.5 (107.5)	29 (13)	11 (9)	50 (47)	8 (9)	5 (—)	125.5 (86.5)	6 (4)	0 (0)	0 (0)	6 (4)	3 (2)	0 (—)	7.5 (5.0)	12 (11)	12 (11)	5 (5)	3 (—)	25.5 (16.0)	25.5 (16.0)

注 1(1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
	対前年増減		対前年増減		対前年増減	
昭和52年	687		1.74		70.5	
53	652	△ 35	1.69	△ 0.05	67.0	△ 3.5
54	675	23	1.72	0.03	66.8	△ 0.2
55	635	△ 40	1.69	△ 0.03	66.2	△ 0.6
56	716	81	1.82	0.13	65.0	△ 1.2
57	735	19	1.86	0.04	67.4	2.4
58	694	△ 41	1.79	△ 0.07	69.5	2.1
59	704	10	1.83	0.04	68.0	△ 1.5
60	725	21	1.89	0.06	68.5	0.5
61	735	10	1.85	△ 0.04	65.5	△ 3.0
62	732	△ 3	1.84	△ 0.01	64.5	△ 1.0
63	769	37	1.88	0.04	65.0	0.5
平成元 年	792	23	1.89	0.01	67.7	2.7
2	806	14	1.90	0.01	65.0	△ 2.7
3	860	54	1.90	0.00	65.2	0.2
4	894	34	1.91	0.01	64.4	△ 0.8
5	942	48	1.93	0.02	64.2	△ 0.2
6	924	△ 18	1.93	0.00	63.7	△ 0.5
7	900	△ 24	1.90	△ 0.03	62.6	△ 1.1
8	948	48	1.95	0.05	61.9	△ 0.7
9	963	15	1.96	0.01	62.5	0.6
10	981	18	2.02	0.06	62.8	0.3
11	969	△ 12	1.95	△ 0.07	55.8	△ 7.0
12	978	9	1.96	0.01	52.2	△ 3.6
13	942	△ 36	1.93	△ 0.03	51.4	△ 0.8
14	965	23	1.96	0.03	51.8	0.4
15	993	28	1.95	△ 0.01	52.5	0.7
16	1,078	85	1.94	△ 0.01	53.7	1.2
17	1,135	57	2.01	0.07	51.7	△ 2.0
18	1,159.0	24.0	2.01	0.00	53.3	1.6
19	1,147.5	△ 11.5	1.99	△ 0.02	53.8	0.5
20	1,221.5	74.0	1.98	△ 0.01	53.5	△ 0.3
21	1,267.5	46.0	2.02	0.04	59.6	6.1
22	1,251.5	△ 16.0	1.92	△ 0.10	62.4	2.8
23	1,386.5	135.0	1.82	△ 0.10	58.9	△ 3.5
24	1,525.5	139.0	1.89	0.07	60.6	1.7
25	1,734.5	209.0	2.03	0.14	57.2	△ 3.4
26	1,752.5	18.0	2.06	0.03	57.0	△ 0.2
27	1,822.5	70.0	2.16	0.10	61.7	4.7
28	2,066.5	244.0	2.41	0.25	64.7	3.0
29	1,978.5	△ 88.0	2.25	△ 0.16	62.1	△ 2.6
30	2,172.0	193.5	2.36	0.11	58.7	△ 3.4
令和元 年	2,295.5	123.5	2.46	0.10	62.1	3.4
2	2,364.5	69.0	2.53	0.07	61.6	△ 0.5
3	2,379.5	15.0	2.49	△ 0.04	61.1	△ 0.5
4	2,408.0	28.5	2.54	0.05	63.0	1.9
5	2,558.0	150.0	2.71	0.17	64.3	1.3
6	2,699.5	141.5	2.78	0.07	59.0	△ 5.3

注 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。
～昭和62年

身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年 (重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
(精神障害者は0.5カウント)

平成23年

身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者 (重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者に
ついてのみ、1人分とカウントしていた。

① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を
取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者が20時間以上30時間未満) については、1人分とカ
ウントしている。

令和6年

重度身体障害、重度知的障害及び精神障害者である特定短時間勤務職員(週の所定労働時間が10時間以上20時間
未満)については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数										③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上			
規模計	287 (100.0%)	43 (15.0%)	13 (4.5%)	7 (2.4%)	3 (1.0%)	-	-	-	-	-	-	169 (58.9%)
40.0-100人未満	194 (100.0%)	16 (8.2%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	163 (84.0%)
100-300人未満	71 (100.0%)	37 (52.1%)	23 (32.4%)	8 (11.3%)	3 (4.2%)	-	-	-	-	-	-	6 (8.5%)
300-500人未満	13 (100.0%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	4 (30.8%)	4 (30.8%)	1 (7.7%)	-	-	-	-	-	-
500-1000人未満	6 (100.0%)	2 (33.3%)	3 (50.0%)	1 (16.7%)	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	3 (100.0%)	1 (33.3%)	-	-	-	2 (66.7%)	-	-	-	-	-	-

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.41	0.08	46.0	△4.1	53,875
北海道	2.64	0.06	49.5	△3.6	2,088
青森	2.49	△0.06	51.6	△5.4	578
岩手	2.50	0.08	55.4	△3.8	605
宮城	2.39	0.10	49.4	△1.7	851
秋田	2.49	0.09	58.8	△5.4	521
山形	2.37	0.06	52.7	△4.5	550
福島	2.41	0.12	54.8	△1.9	901
茨城	2.33	0.01	45.6	△5.9	840
栃木	2.48	0.09	54.0	△4.3	815
群馬	2.35	0.07	53.2	△2.9	1,003
埼玉	2.47	0.05	45.5	△4.1	1,844
千葉	2.40	0.02	47.3	△5.3	1,490
東京	2.29	0.08	30.5	△3.9	7,626
神奈川	2.40	0.11	43.7	△2.9	2,409
新潟	2.45	0.07	55.2	△5.3	1,204
富山	2.36	0.04	49.4	△6.2	575
石川	2.61	0.12	52.6	△3.1	666
福井	2.61	0.03	56.7	△3.4	476
山梨	2.37	0.12	57.4	△3.4	405
長野	2.47	0.05	54.7	△7.6	1,050
岐阜	2.53	0.06	53.0	△3.2	950
静岡	2.43	0.06	51.4	△4.0	1,765
愛知	2.36	0.08	46.5	△5.0	3,459
三重	2.52	△0.04	57.6	△4.3	822
滋賀	2.66	0.14	54.1	△5.1	560
京都	2.43	0.06	48.7	△5.0	1,059
大阪	2.44	0.09	41.7	△4.4	3,982
兵庫	2.47	0.11	47.9	△4.3	1,893
奈良	3.00	△0.06	60.5	△4.7	454
和歌山	2.78	0.07	59.0	△5.3	413
鳥取	2.56	0.09	61.1	△3.1	316
島根	2.89	0.06	66.3	△3.3	443
岡山	2.58	0.00	50.8	△5.2	872
広島	2.54	0.06	49.1	△2.9	1,295
山口	2.77	0.00	54.4	△4.1	562
徳島	2.42	0.02	57.6	△5.8	323
香川	2.31	0.12	55.2	△1.9	535
愛媛	2.57	0.06	50.2	△4.5	594
高知	2.53	0.02	55.7	△7.9	338
福岡	2.43	0.05	47.5	△5.0	2,120
佐賀	2.87	0.07	62.6	△5.3	446
長崎	2.88	0.03	57.4	△4.8	652
熊本	2.59	0.07	53.1	△6.3	779
大分	2.77	0.05	60.8	△4.3	598
宮崎	2.87	0.21	63.5	△2.0	596
鹿児島	2.66	0.04	57.2	△3.8	826
沖縄	3.39	0.15	60.0	△5.2	726
					117,239

詳細表

2 地方公共団体の機関における在職状況

(1) 和歌山県の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	機関数	法定雇用労働者数の算定の基礎となる職員数(注1)	A. 重度身体障害者及び知的障害者(注2・3)		B. 重度身体障害者及び知的障害者(注2・3)		C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注2・3)		D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注2・3)	E. 重度身体障害者及び知的障害者(注2・3)	F. $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分(注4)	H. うち新規雇用分(注5)	I. うち新規雇用分(注5)	法定雇用労働者数の算定の基礎となる職員数(注1)	法定雇用労働者数の算定の基礎となる職員数(注1)	法定雇用労働者数の算定の基礎となる職員数(注1)	法定雇用労働者数の算定の基礎となる職員数(注1)
			人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)										
計	2	4,602.0	27	0.6	2	0.0	82	1.8	5	0.1	141.0	3.1	14.0	0.3	100.0	100.0	100.0	100.0
和歌山県知事部局	1	4,183.0	23	0.5	1	0.0	78	1.9	5	0.1	128.0	3.1	13.0	0.3	100.0	100.0	100.0	100.0
和歌山県警察本部	1	409.0	4	1.0	1	0.2	4	1.0	0	0.0	13.0	3.2	1.0	0.2	100.0	100.0	100.0	100.0

② 障害種別在職状況

区分	障害者の数(注1)	a. 重度身体障害者(注2・4)		b. 重度以外の身体障害者(注2・4)		c. 重度以外の身体障害者(注2・4)		d. 重度以外の身体障害者(注2・4)		e. 重度以外の身体障害者(注2・4)		f. 重度以外の身体障害者(注2・4)		g. うち新規雇用分(注5)		h. うち新規雇用分(注5)	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
計	141.0	27	19.2	26	18.4	5	3.6	1	0.7	85.0	60.3	1	0.7	29	20.6	27	19.2
和歌山県知事部局	128.0	23	18.0	23	18.0	5	3.9	1	0.8	78.0	61.0	1	0.8	26	20.3	26	20.3
和歌山県警察本部	13.0	4	31.0	3	23.0	0	0.0	0	0.0	12.0	92.0	0	0.0	1	7.7	1	7.7

【2012年度の注】

- ①欄の「障害者の数」は②③④⑤欄の計である。
- ②③④⑤欄の「重度障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、①欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- ②③④⑤欄の「重度障害者以外の身体障害者及び知的障害者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④⑤欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②③④⑤欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については令和5年より当分の間は1人分とカウントしている。また、e欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については令和6年4月より1人を0.5カウントしている。
- ②③④⑤欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については令和5年より当分の間は1人分とカウントしている。また、e欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については令和6年4月より1人を0.5カウントしている。
- ()内は令和5年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から雇用率に算定されることとなった。

(2012年度の注)
 注1 ①欄の法定雇用労働者数の算定の基礎となる職員数とは、職員総数から除外職員数及び除外雇用労働者数(旧除外職員)を除いた職員数に法定雇用率を乗じて得た数である。また、e欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については令和5年より当分の間は1人分とカウントしている。また、e欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については令和6年4月より1人を0.5カウントしている。
 注2 ②欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、①欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
 注3 ③欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、①欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
 注4 ④欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については令和5年より当分の間は1人分とカウントしている。また、e欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については令和6年4月より1人を0.5カウントしている。
 注5 ⑤欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については令和5年より当分の間は1人分とカウントしている。また、e欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については令和6年4月より1人を0.5カウントしている。

3 A, C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B, D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員であり、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間勤務職員である。
 4 F欄のうち新規雇用分は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
 5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村等の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

① 機関数 区分	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 重度以外の障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注2、3)			
機関 51 (49)	14,094.0 (13,916.0)	82 (80)	8 (9)	215 (202)	16 (20)	3 (1)	2.81 (2.74)	41 (41)	80.4 (83.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

① 障害者の数(注1) 区分	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数											
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注2、3)	d. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注2、3)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注2、3)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注2、3)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5 + e \times 0.5$ (注2)	g. うち新規雇用分(注6)	h. うち新規雇用分(注6)	i. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)							
396.5 (381.0)	81 (78)	7 (8)	104 (105)	7 (8)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	21 (18)	9 (12)	2 (1)	29.5 (29.0)	3.0 (2.5)	82 (72)	8 (7)	0 (1)	90.0 (79.0)	13.0 (9.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 和歌山県等の教育委員会 (法定雇用率2.7%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)		③ 障害者の数					④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注2)(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注2)(注3)(注4)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である障害者(注3)(注4)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務員(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分(注6)			
計	機関 2	7,700.5 (7,871.5)	47 (44)	1 (2)	122 (117)	4 (2)	0 (-)	219.0 (208.0)	2.84 (2.64)	2 (3)	100.0 (100.0)
和歌山県 教育委員会	機関 1	7,164.0 (7,175.0)	43 (38)	1 (2)	114 (110)	2 (1)	0 (-)	202.0 (188.5)	2.82 (2.63)	1 (1)	100.0 (100.0)
市町村 教育委員会	1 (2)	536.5 (696.5)	4 (6)	0 (0)	8 (7)	2 (1)	0 (-)	17.0 (19.5)	3.17 (2.80)	1 (2)	100.0 (100.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数						
	a. 重度身体障害者(注2)(注4)	b. 重度身体障害者である障害者(注2)(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である障害者(注2)(注4)	a. 重度身体障害者(注2)(注4)	b. 重度身体障害者である障害者(注2)(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である障害者(注2)(注4)	a. 重度知的障害者(注2)(注4)	b. 重度知的障害者である障害者(注2)(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である障害者(注2)(注4)	a. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務員(注4)	b. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務員(注4)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務員(注4)	e. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務員(注4)	f. 計 $c + d \times 0.5 + e \times 0.5$ (注3)	g. うち新規雇用分(注6)
計	219.0 (208.0)	47 (44)	1 (2)	59 (57)	4 (2)	0 (-)	156.0 (148.0)	51.5 (31.0)	14 (13)	0 (0)	0 (-)	0 (0)	14.0 (13.0)	0 (-)	48 (47)	1 (0)	0 (-)	49.0 (47.0)	38.0 (31.0)
和歌山県 教育委員会	202.0 (188.5)	43 (38)	1 (2)	53 (51)	2 (1)	0 (-)	141.0 (129.5)	50.0 (31.0)	14 (13)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	14.0 (13.0)	0 (-)	46 (46)	1 (0)	0 (-)	47.0 (46.0)	38.0 (31.0)
市町村 教育委員会	17.0 (19.5)	4 (6)	0 (0)	6 (6)	2 (1)	0 (-)	15.0 (18.5)	1.5 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	0.0 (0.0)	0 (-)	2 (1)	0 (0)	0 (-)	2.0 (1.0)	0.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

詳細表

3 国立大学法人等における雇用状況(法定雇用率 2.8%)

① 概況

区分	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数		③ 障害者の数			④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成率		⑥ 法定雇用率達成率	
	法人数	法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数(注1)	A. 重度身体障害者及び知的障害者(注2-3)	B. 重度身体障害者及び知的障害者(注2-3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注2-3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注2-3)	E. 重度身体障害者及び知的障害者(注2-3)	F. $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分(注5)	$F \div ② \times 100$	法人
計	2	1,593.0	10	1	31	0	52.5	10.0	3.30	1	50.0
	(2)	(1,578.5)	(10)	(1)	(27)	(0)	(48.0)	(6.0)	(3.04)	(2)	(100.0)
国立大学法人等	2	1,593.0	10	1	31	0	52.5	10.0	3.30	1	50.0
	(2)	(1,578.5)	(10)	(1)	(27)	(0)	(48.0)	(6.0)	(3.04)	(2)	(100.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者(注2)	b. 重度以外の身体障害者(注3-4)	c. 重度以外の身体障害者(注3-4)	d. 重度以外の知的障害者(注4)	e. 重度以外の知的障害者(注4)	f. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度以外の知的障害者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者(注4)	e. うち新規雇用分(注6)	f. うち新規雇用分(注6)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者(注4)	e. うち新規雇用分(注6)
計	52.5	10	0	11	0	31.0	0	0	5	0	1.0	15	1	16.5	6.0
	(48.0)	(10)	(0)	(10)	(0)	(31.0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(0.0)	(13)	(0)	(13.0)	(2.0)
国立大学法人等	52.5	10	0	11	0	31.0	0	0	5	0	1.0	15	1	16.5	6.0
	(48.0)	(10)	(0)	(10)	(0)	(31.0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(0.0)	(13)	(0)	(13.0)	(2.0)

{3}表の注

- ①欄の「障害者の数」とは②③のf欄及び④欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- ②③b欄の重度障害者及び知的障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③f欄を算出するに当たり0.5カウントしている。なお、精神障害者及び知的障害者については令和5年より当分の間は1人分とカウントしている。
- ②③c欄の「重度身体障害者及び知的障害者」については令和5年より当分の間は1人分とカウントしている。
- ②③d欄及び④欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間労働者である。
- ②③e欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月1日現在から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇われた障害者数である。

{3}①表の注

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた業種を除いた労働者数)を除いた労働者数である。
 - ③a欄の「重度身体障害者及び知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- なお、精神障害者である短時間労働者については令和5年より当分の間は1人分とカウントしている。また、E欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については令和6年4月より1人を0.5カウントしている。
- A. C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者であり、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間労働者である。
 - C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含まず、G欄のうち新規雇用分は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
 - ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

4 公的機関の状況

(1) 和歌山県の機関の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	4,602.0	141.0	3.06	0.0	
和歌山県知事部局	4,193.0	128.0	3.05	0.0	注4(特例認定あり)
和歌山県警察本部	409.0	13.0	3.18	0.0	

(2) 和歌山県等教育委員会の状況(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,700.5	219.0	2.84	0.0	
和歌山県教育委員会	7,164.0	202.0	2.82	0.0	
和歌山市教育委員会	536.5	17.0	3.17	0.0	

(3) 和歌山県内市町村等の機関の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	14,094.0	396.5	2.81	13.5	
和歌山市	2,368.5	70.5	2.98	0.0	
海南市	710.5	24.0	3.38	0.0	
橋本市	898.5	24.0	2.67	1.0	
有田市	343.5	11.5	3.35	0.0	
御坊市	284.0	6.0	2.11	1.0	注4(特例認定あり)、注5
田辺市	963.0	26.0	2.70	0.0	
新宮市	546.5	17.0	3.11	0.0	
紀の川市	499.5	11.0	2.20	2.0	
岩出市	374.0	8.0	2.14	2.0	注5
紀美野町	218.5	6.0	2.75	0.0	
かつらぎ町	288.0	10.0	3.47	0.0	注4(特例認定あり)
九度山町	116.5	3.5	3.00	0.0	
高野町	132.5	3.0	2.26	0.0	
湯浅町	204.5	5.5	2.69	0.0	
広川町	86.5	2.0	2.31	0.0	
有田川町	430.5	13.0	3.02	0.0	
美浜町	83.5	3.0	3.59	0.0	
日高町	78.5	4.0	5.10	0.0	
日高川町	184.0	5.5	2.99	0.0	
由良町	75.5	2.0	2.65	0.0	
みなべ町	196.5	5.0	2.54	0.0	
印南町	88.0	2.0	2.27	0.0	
白浜町	361.5	8.0	2.21	2.0	
上富田町	159.0	4.0	2.52	0.0	
すさみ町	153.0	2.0	1.31	2.0	
串本町	390.0	9.0	2.31	1.0	
那智勝浦町	391.0	9.5	2.43	0.5	注5
太地町	157.0	4.0	2.55	0.0	
古座川町	86.0	2.0	2.33	0.0	
和歌山市企業局	258.0	10.0	3.88	0.0	
田辺市水道事業	47.0	1.0	2.13	0.0	
国民健康保険野上厚生病院	156.0	6.5	4.17	0.0	
公立那賀病院経営事務組合	261.0	11.0	4.21	0.0	
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	70.5	1.0	1.42	0.0	

御坊市外五ヶ町病院経営 事務組合	365.0	10.0	2.74	0.0	
御坊日高老人福祉施設 事務組合	241.5	7.5	3.11	0.0	
公立紀南病院組合	414.0	12.0	2.90	0.0	
東牟婁郡町村新宮市 老人福祉施設事務組合	62.5	2.0	3.20	0.0	
御坊広域行政事務組合	52.5	2.0	3.81	0.0	
海南海草老人福祉施設 事務組合	54.0	2.0	3.70	0.0	
紀南地方老人福祉施設 事務組合	90.0	1.0	1.11	1.0	注5
海南市教育委員会	138.5	4.0	2.89	0.0	
田辺市教育委員会	248.0	6.0	2.42	0.0	
橋本市教育委員会	125.5	3.0	2.39	0.0	
新宮市教育委員会	155.5	4.5	2.89	0.0	
有田市教育委員会	84.0	2.0	2.38	0.0	
岩出市教育委員会	96.5	2.0	2.07	0.0	
紀の川市教育委員会	107.0	2.0	1.87	0.0	
那智勝浦町教育委員会	80.0	1.0	1.25	1.0	注5
上富田町教育委員会	52.0	3.0	5.77	0.0	
広川町教育委員会	66.5	2.0	3.01	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
なお、短時間勤務職員(週の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(令和5年報告より)については1人を1カウントとしている。
また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
さらに、令和6年度から重度身体障害、重度知的障害及び精神障害者である特定短時間勤務職員(週の所定労働時間が10時間以上20時間未満)については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 注5の御坊市・岩出市・那智勝浦町・紀南地方老人福祉施設事務組合・那智勝浦町教育委員会は、令和6年12月1日時点で不足数0.0となっている。

(4)国立大学法人等の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	1,593.0	52.5	3.30	0.5	
国立大学法人 和歌山大学	358.0	9.5	2.65	0.5	注4
公立大学法人 和歌山県立医科大学	1,235.0	43.0	3.48	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
なお、短時間勤務職員(週の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(令和5年報告より)については1人を1カウントとしている。
また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
さらに、令和6年度から重度身体障害、重度知的障害及び精神障害者である特定短時間勤務職員(週の所定労働時間が10時間以上20時間未満)については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の国立大学法人和歌山大学は、令和6年12月1日時点で不足0.0となっている。